

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり）                      （<u>燃烧に必要な空気の取入口及び排気口</u>）</p> <p>第三条の二 条例第三条第一項第三号（<u>条例第三条の二第三項、第四条第三項、第五条第三項、第六条第二項、第六条の二第三項、第六条の三第二項、第七条第三項、第七条の二第三項、第八条第一項、第八条の二第一項、第八条の三第一項及び第二項並びに第九条第三項の規定において準用する場合を含む。</u>）の規定により燃烧に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気が行える基準は、次のとおりとする。</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>第三条の三及び第三条の四（現行のとおり）                      （<u>地震動等により作動する安全装置を設ける火を使用する設備</u>）</p> <p>第三条の五 条例第三条第二項、第三条の二第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条の二第二項、第七条第二項、第八条第二項、第八条の二第二項、<u>第八条の三第五項及び第九条第二項の規則で定める火を使用する設備は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一から八まで（現行のとおり）</p> <p>九 <u>液体燃料を使用する燃料電池発電設備</u></p> <p>十 液体燃料を使用するふろがま</p> <p>（<u>火を使用する設備に設ける地震動等により作動する安全装置の基準</u>）</p> <p>第三条の六 条例第三条第二項、第三条の二第二項、第四条第二項、第五条第二項、<u>第六条の二第二項、第七条第二項、第八条第二項、第八条の二第二項、第八条の三第五項及び第九条第二項の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一から五まで（現行のとおり）                      （<u>変電設備等の保有距離</u>）</p>	<p>第一条から第三条まで（略）                      （<u>燃烧に必要な空気の取入口及び排気口</u>）</p> <p>第三条の二 条例第三条第一項第三号（<u>条例第三条の二第三項、第四条第三項、第五条第三項、第六条第二項、第六条の二第三項、第六条の三第二項、第七条第三項、第七条の二第三項、第八条第一項、第八条の二第一項及び第九条第三項の規定において準用する場合を含む。</u>）の規定により燃烧に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気が行える基準は、次のとおりとする。</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>第三条の三及び第三条の四（略）                      （<u>地震動等により作動する安全装置を設ける火を使用する設備</u>）</p> <p>第三条の五 条例第三条第二項、第三条の二第二項、第四条第二項、<u>第五条第二項、第六条の二第二項、第七条第二項、第八条第二項、第八条の二第一項及び第九条第二項の規則で定める火を使用する設備は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一から八まで（略）</p> <p>九 液体燃料を使用するふろがま</p> <p>（<u>火を使用する設備に設ける地震動等により作動する安全装置の基準</u>）</p> <p>第三条の六 条例第三条第二項、第三条の二第二項、第四条第二項、<u>第五条第二項、第六条の二第二項、第七条第二項、第八条第二項、第八条の二第一項及び第九条第二項の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一から五まで（略）</p>

第四条 条例第十一条第一項第七号（条例第八条の三第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十三条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定により変電設備等の機器、配線及び配電盤等が相互に保持しなければならない余裕（以下本条において「保有距離」という。）の基準は、次のとおりとする。

	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
内 燃 機 関 を 原 動 力 と す る 発 電 設 備	発 電 機 及 び 内 燃 機 関 操 作 盤	周 囲	・六メートル以上
		相 互 間	一・メートル以上
		操 作 を 行 う 面	一・メートル以上。 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、一・二メートル以上
		点 検 を 行 う 面	・六メートル以上。 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。
	換 気 口 を 有 す る 面		・二メートル以上
燃 料 電 池 発 電 設 備	燃 料 電 池 本 体	周 囲	・六メートル以上
		相 互 間	一・メートル以上
	改 置 器	周 囲	・六メートル以上
		相 互 間	一・メートル以上

(変電設備等の保有距離)

第四条 条例第十一条第一項第七号（条例第十二条第二項及び第十三条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定により変電設備等の機器、配線及び配電盤等が相互に保持しなければならない余裕（以下本条において「保有距離」という。）の基準は、次のとおりとする。

	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
発 電 設 備	発 電 機 及 び 内 燃 機 関	周 囲	・六メートル以上
		相 互 間	一・〇メートル以上
	燃 料 電 池 本 体	周 囲	・六メートル以上
		相 互 間	一・メートル以上
	改 置 器	周 囲	・六メートル以上
		相 互 間	一・メートル以上

(現行のとおり)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以上。 ただし、操作を行つ 面が相互に面する場 合は、一・二メー トル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上
(現行のとおり)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以上。 ただし、操作を行つ 面が相互に面する場 合は、一・二メー トル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上
(現行のとおり)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以上。 ただし、操作を行つ 面が相互に面する場 合は、一・二メー トル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上
(現行のとおり)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以上。 ただし、操作を行つ 面が相互に面する場 合は、一・二メー トル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上

(変電設備等の点検試験結果の記録表の様式)

第四条の二 条例第十一条第一項第九号(条例第八条の三第一項及び第三項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第一項並びに第十六条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定による点検及び試験又は補修の結果の記録は、別記第一号様式の記録表によりしなければならない。ただし、他の法令の規定による点検等の記録表で別記第一号様式に定める記載事項が確認できる場合にあつては、当該記録表をもつてこれに代えることができる。

第四条の三(現行のとおり)

(標識等)

第五条 条例第七条の二第二項、第十一条第一項第五号(条例第八条の三

(略)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以 上。ただし、操作を 行つ面が相互に面 する場合は、一・二 メートル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上
(略)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以 上。ただし、操作を 行つ面が相互に面 する場合は、一・二 メートル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上
(略)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以 上。ただし、操作を 行つ面が相互に面 する場合は、一・二 メートル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上
(略)	操作盤	操作を行 つ面	一・メートル以 上。ただし、操作を 行つ面が相互に面 する場合は、一・二 メートル以上	換気口を 有する面	・二メートル以上

(変電設備等の点検試験結果の記録表の様式)

第四条の二 条例第十一条第一項第九号(条例第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定による点検及び試験又は補修の結果の記録は、別記第一号様式の記録表によりしなければならない。ただし、他の法令の規定による点検等の記録表で別記第一号様式に定める記載事項が確認できる場合にあつては、当該記録表をもつてこれに代えることができる。

第四条の三(略)

(標識等)

第五条 条例第七条の二第二項、第十一条第一項第五号(条例第十二条第

第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十三条第二項の規定において準用する場合を含む。）、第十七条第三号及び第四号、第二十三条第二項及び第三項第二号、第三十一条第一項第十二号（条例第三十三条第二項の規定において準用する場合を含む。）並びに第三十四条第五号の規定によりそれぞれ設ける標識の様式は、別表第一に定めるとおりとする。

2及び3（現行のとおり）

第六条から第十一条の三まで（現行のとおり）

（防災センターの構造、機能等）

第十一条の三の二（現行のとおり）

一から四まで（現行のとおり）

五 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」といふ。）の監視、操作等及び災害時における防災活動に必要な広さであること。

六 消防用設備等又は特殊消防用設備等の作動と連動し、又はこれらに附属する装置（以下「連動装置等」といふ。）は、火災の警戒、発見、通報、消火若しくは拡大防止又は避難の誘導等に有効に活用することができるものであり、かつ、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能に障害を与えないものであること。

七（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一 集中管理する消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等並びに連動装置等の配置図、立面図、システム構成図、連動機能表、機器相互の接続図、仕様書及び取扱方法を記載した図書並びに防災センター管理計画並びに防災センターの平面図、構造図及び室内仕上表

二 連動装置等が消防用設備等又は特殊消防用設備等に与える影響及

一項及び第十三条第二項の規定において準用する場合を含む。）、第十七条第三号及び第四号、第二十三条第二項及び第三項第二号、第三十一条第一項第十二号（条例第三十三条第一項の規定において準用する場合を含む。）並びに第三十四条第五号の規定によりそれぞれ設ける標識の様式は、別表第一に定めるとおりとする。

2及び3（略）

第六条から第十一条の三まで（略）

（防災センターの構造、機能等）

第十一条の三の二（略）

一から四まで（略）

五 消防用設備等の監視、操作等及び災害時における防災活動に必要な広さであること。

六 消防用設備等の作動と連動し、又はこれに附属する装置（以下「連動装置等」といふ。）は、火災の警戒、発見、通報、消火若しくは拡大防止又は避難の誘導等に有効に活用することができるものであり、かつ、当該消防用設備等の機能に障害を与えないものであること。

七（略）

2（略）

一 集中管理する消防用設備等の操作盤及び制御装置等並びに連動装置等の配置図、立面図、システム構成図、連動機能表、機器相互の接続図、仕様書及び取扱方法を記載した図書並びに防災センター管理計画並びに防災センターの平面図、構造図及び室内仕上表

二 連動装置等が消防用設備等に与える影響及び当該連動装置等の有

び当該運動装置等の有効性について記載した図書

第十一条の四から第十一条の十五まで（現行のとおり）

（防火対象物の工事等計画の届出の様式等）

第十二条 条例第五十六条第一項の規定による届出は、別記第三号様式の届出書によりしなければならない。

2 条例第五十六条第二項の規則で定める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

一 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表

二 前号に掲げるもののほか、火気使用設備等（条例第五十七条第一項各号に該当するもの以外のものに限る。）又は火気使用器具等（火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具をいづ。）を設置（内容変更を含む。）する場合は、その位置、構造等の状況を示した図書

三 次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる図書

区 分	図 書
条例第四十八条、第四十九条又は第五十一条の二第一号の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第四十八条、第四十九条又は第五十一条の二第一号の規定の適用を受ける場合を含む。）	劇場等（条例第二十三条第一項第一号に規定する劇場等をいづ。以下同じ。）の客席の構造及び配置状況等を示した図書

効性について記載した図書

第十一条の四から第十一条の十五まで（略）

（防火対象物の使用届出の様式等）

第十二条 条例第五十六条第一項の規定による防火対象物の使用及びその使用内容の変更の届出は、別記第三号様式の届出書によりしなければならない。

2 条例第五十六条第二項の規定により前項の使用届に添えなければならない図書は、次のとおりとする。ただし、消防用設備等のうち、消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器、非常警報器具及び避難器具並びに誘導標識について、第一号に掲げる図書にそれぞれの設置箇所を記載した場合には、当該記載に係る消防用設備等に関する第二号に掲げる図書の添付を省略することができる。

一 案内図、平面図、立面図、断面図及び仕上表

二 消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図、配管又は配線図（建築物の平面図及び断面図に配管又は配線及び機器を示したものを）並びにはり及び天井詳細図

三 条例第五十七条第一項第六号から第九号までに掲げるものを除く電気設備の設計書、説明書、使用区域、接続図及び負荷設備図

<p>条例第五十条又は第五十一条の二第二号の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十条又は第五十一条の二第二号の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>キャバレー等（条例第五十条に規定するキャバレー等をいう。以下同じ。）又は飲食店の客席の配置状況等を示した図書</p>	
<p>条例第五十条の二の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>トイスコ等（条例第五十条の二に規定するトイスコ等をいう。）の特殊照明及び音響の停止並びに避難上有効な明るさを保つための措置状況を示した図書</p>	
<p>条例第五十条の三第一項、第六項及び第七項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>地下駅舎における、防災管理室の構造、機能等に関する図書、避難口明示物又は避難方向明示物の構造、性能及び設置の状況を示した図書並びに防煙壁等の設置状況を示した図書</p>	
<p>条例第五十一条又は第五十一条の二第三号の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十一条又は第五十一条の二第三号の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>百貨店等（条例第二十三条第一項第二号に規定する百貨店等をいう。以下同じ。）の階又は地下街の物品販売業を営む店舗の一の構えの主要避難通路、補助避難通路、当該避難通路の色別等の状況を示した図書及び屋上広場の状況を示した図書</p>	
<p>条例第五十二条の規定の適用を</p>	<p>旅館、ホテル又は宿泊所に設置さ</p>	

<p>受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>れる避難経路図の掲出の状況を示した図書</p>
<p>条例第五十三条の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十三条の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>劇場等の定員（条例第五十三条第一号に規定する定員をいう。）を算定した図書</p>
<p>条例第五十三条の三の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十三条の三の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>不特定の者が出入りする店舗等（条例第五十三条の三に規定する不特定の者が出入りする店舗等をいう。）が存する階の位置、構造、設備、収容人員、使用形態、避難施設（条例第五十条の三第六項に規定する避難施設をいう。以下同じ。）の配置等の状況から予測される避難に必要な時間を算定した図書及び当該算定をするために必要な図書</p>
<p>条例第五十四条の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十四条の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>避難施設の状況を示した図書</p>
<p>条例第五十五条の二の規定の適用を受ける場合（条例第五十五条の規定により準用する条例第五十五条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）</p>	<p>防火設備の状況を示した図書</p>

用を受ける場合(条例第五十五条の規定により準用する条例第五十五条の二の規定の適用を受ける場合を含む。)

3 条例第五十六条第三項の規則で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一 法第八条の二の四に規定する避難上必要な施設及び防火戸が適切に管理されていること。

二 法第八条の三第一項に規定する高層建築物若しくは地下街又は令第四条の三第一項及び第二項の防火対象物において使用する防災対象物品が防災性能を有していること。

三 法第十七条、第十七条の二の五及び第十七条の三並びにこれらに基づく法令及び条例の規定に従って設置すべき消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置されていること。

四 条例第四十八条から第五十五条の二までの規定に基づき避難の管理がなされていること。

五 前各号に掲げるもののほか、法、令又は条例の規定で、防火対象物の防火に関するものに適合していること。

(防火対象物の使用開始の届出の様式)

第十二条の二 条例第五十六条の二第一項の規定による届出は、別記第三号様式の二の届出書によりしなければならない。

(一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合は届出の様式等)

第十二条の三 条例第五十六条の三第一項の規定による届出は、別記第三号様式の三の届出書によりしなければならない。

2 条例第五十六条の三第一項の規則で定める図書は、次の各号に掲げる図書とする。ただし、条例第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項

の届出がされている場合で、当該届出書に添付した図書の内容に変更がないものは除く。

一 第十二条第二項第一号に掲げる図書

二 第十二条第二項第二号に掲げる図書

三 第十二条第二項第三号（同号の表系例第五十条の三第一項、第六項及び第七項の規定の適用を受ける場合の項を除く。）に掲げる図書

（火気使用設備等の設置箇の様式等）

第十三条 条例第五十七条第一項の規定による火気使用設備等の設置及びその変更の届出は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める様式の届出書によりしなければならない。

区 分	届 出 書
炉、厨房設備、温風暖房機、ヒートポンプ冷暖房機、ボイラー、乾燥設備、サウナ設備、給湯湯沸設備又は火花を生ずる設備	別記第四号様式の届出書
燃料電池発電設備	別記第四号様式の二の届出書
放電加工機	別記第四号様式の三の届出書
高圧若しくは特別高圧の変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備又はネオンの管灯設備	別記第五号様式の届出書
水素ガスを充てんする気球	別記第六号様式の届出書

2 第五十七条第一項の規則で定める図書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める図書とする。ただし、変更の届出に添付する図書は、設置の届出に添付した図書の内容に変更がないものを除く。

（火を使用する設備等の設置箇の様式等）

第十三条 条例第五十七条第一項の規定による火を使用する設備等の設置及びその変更の届出は、同項第一号から第五号までに掲げる設備にあつては別記第四号様式の届出書により、同項第五号の二に掲げる設備にあつては別記第四号様式の二の届出書によりそれぞれ設置工事開始の七日前までに、同項第六号から第九号までに掲げる設備にあつては別記第五号様式の届出書により設置工事開始の二日前までに、同項第十号に掲げる設備にあつては別記第六号様式の届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、別記第四号様式及び第四号様式の二の届出書にあつては届出に係る設備の概要表、配置図、立面図、構造図、電気配線図（制御回路図を含む。）及び仕様書並びに当該設備の設置室の平面図、構造図及び室内仕上表を、第五号様式の届出書にあつては届出に

区分	図書
別記第四号様式及び第四号様式の 三の届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 設備の概要表</li> <li>二 設備の配置図</li> <li>三 設備の立面図</li> <li>四 設備の構造図</li> <li>五 設備の電気配線図（制御回路図を含む。）</li> <li>六 設備の仕様書</li> <li>七 設備設置室の平面図</li> <li>八 設備設置室の構造図</li> <li>九 設備設置室の室内仕上表</li> <li>十 設備設置室の煙突等（条例第三 三条第一項第十七号の煙突等を いう。）その他タクトの系統図</li> </ul>
第四号様式の二及び第五号様式の 届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 設備の概要表</li> <li>二 設備の配置図</li> <li>三 設備の立面図</li> <li>四 設備の構造図</li> <li>五 設備の接続図</li> <li>六 設備の仕様書</li> <li>七 設備設置室の平面図</li> <li>八 設備設置室の構造図</li> <li>九 設備設置室の室内仕上表</li> <li>十 設備設置室の排気筒その他タ クトの系統図</li> </ul>
第六号様式の届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 設備の付近図</li> </ul>

係る設備の概要表、配置図、立面図、構造図及び接続図並びに仕様書を、第六号様式の届出書にあつては届出に係る設備の付近図、掲揚及びげい留状況図並びに電飾結線図を、それぞれ添付しなければならない。

- 二 設備の掲揚及びけい留状況図
- 三 電飾結線図

(少量危険物貯蔵取扱所等の届出の様式等)

第十四条 条例第五十八条第一項の規定による少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所の届出は、別記第七号様式の届出書によりしなければならない。

2 条例第五十八条第一項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 危険物又は指定可燃物の品名又は数量に変更がないもの
- 二 危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いの方法に変更がないもの
- 三 少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所に設けられている建築物又は工作物の構造又は設備を火災予防上の安全性が同等のものに取り替え、又は補修するもの

3 条例第五十八条第二項の規定により添付しなければならない図書は、次の事項を記載した図書とする。

- 一 設置場所の周囲の状況
- 二 建築物又はその他の工作物及び主要な設備機器の配置及び構造
- 三 条例第三十四条の三に規定する指定可燃物の保安に関する計画

4 条例第五十八条第五項の規定による少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を廃止した場合の届出は、別記第八号様式の届出書によりしなければならない。

5 条例第五十八条第六項の規定による主たる取扱者の届出は、別記第八号様式の二の届出書によりしなければならない。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出の様式等)

第十四条の二 条例第五十八条の二第一項の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出は、別記第八号様式の三の届出書によりしなければならない。

(少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出の様式)

第十四条 条例第五十八条第一項の規定による少量危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いの届出は、別記第七号様式の届出書によりなければならない。

2 条例第五十八条第二項の規定による少量危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いを廃止する場合の届出は、別記第八号様式の届出書によりなければならない。

3 条例第五十八条第三項の規定による主たる取扱者の届出は、別記第八号様式の二の届出書によりなければならない。

2 条例第五十八条の二第二項の規則で定める図書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める図書とする。

区 分	図 書
消防用設備等	消防用設備等が設置される防火対象物の概要表並びに消防用設備等の概要表及び工事の設計に関する図書
特殊消防用設備等	特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画（法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画をいう。以下同じ。）法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出の様式等）

第十四条の三 条例第五十八条の三第一項の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出は、別記第八号様式の四の届出書によりしなければならない。

2 条例第五十八条の三第二項の規則で定める図書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める図書とする。ただし、法第十七条の十四の着工届又は条例第五十八条の二第一項の設置計画届に添付した図書のうち、当該図書の内容に変更がないものを除く。

区 分	図 書
消防用設備等	消防用設備等が設置される防火対象物の概要表、消防用設備等の概

	<p>要表、消防用設備等の設置に係る 図書及び消防用設備等試験結果報 告書</p>
特殊消防用設備等	<p>特殊消防用設備等の設置に係る図 書、特殊消防用設備等試験結果報 告書、設備等設置維持計画、法第 十七条の二第三項の評価結果を記 載した書面及び法第十七条の二の 二第二項の認定を受けた者である ことを証する書類</p>

第十五条及び第十五条の二（現行のとおり）

（観覧場又は展示場に多数の者を収容して行う催物の開催の届出の様式）

第十五条の三 条例第五十九条の三の規定による届出は、別記第九号様式  
の四の届出書によりしなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の様式等）

第十六条 条例第六十条の規定による火災とまぎらわしい煙または火災  
を発するおそれのある行為等の届出は、同条第一号、第三号及び第四号  
に掲げる行為にあつては別記第十号様式の届出書により、同条第二号に  
掲げる行為にあつては別記第十一号様式の届出書により、それぞれ当該  
行為を行う日の三日前までにしなければならない。ただし、その行為を  
することが急を要する場合には、その行為を行う当日までに口頭により  
届け出ることができる。

第十六条の二から第二十一条まで（現行のとおり）

（登録講習機関）

第二十一条 条例第六十三条の二第三項の規定により登録を受けようとし  
る法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第十五条及び第十五条の二（略）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の様式等）

第十六条 条例第六十条の規定による火災とまぎらわしい煙または火災  
を発するおそれのある行為等の届出は、同条第一号、第四号及び第五  
号に掲げる行為にあつては別記第十号様式の届出書により、同条第二  
号に掲げる行為にあつては別記第十一号様式の届出書により、同条第  
三号に掲げる行為にあつては別記第十二号様式の届出書により、それ  
ぞれ当該行為を行う日の三日前までにしなければならない。ただし、  
その行為をすることが急を要する場合には、その行為を行う当日まで  
に口頭により届け出ることができる。

第十六条の二から第二十一条まで（略）

並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類

イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項

ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項

ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項

ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項

三 現に行っている業務の概要を記載した書類

四 次項第四号イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことを説明した書類

2 条例第六十三条の二第四項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学、工業化学、建築工学若しくは火災安全工学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、かつ、次のいずれかに該当する者

(1) 甲種消防設備士の資格を有する者

(2) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士の資格を有する者

(3) 消防職員として火災予防に係る審査又は検査に関する業務に五年以上専従した実務経験を有する者

ロ イに掲げる者と同等以上の火災予防に係る知識及び技術並びに講習の業務を適正に行う能力を有すると認められる者

二 講習の業務の公平を損なつてもそのある業務を行つていないこと。

三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、防火安全技術講習修了証（条例第六十三条の二第一項に規定する防火安全技術講習修了証をいふ。以下同じ。）の交付及び回収の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。

ロ 条例第六十三条の二第五項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない法人であること。

ハ 条例第六十三条の二第五項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者がその業務を行う役員となつている法人であること。

3 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 講習の業務を取り扱う事務所の所在地

4 登録講習機関（条例第六十三条の二第一項に規定する登録講習機関を

いつ。以下同じ。)は、前項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

5 登録講習機関は、毎年一回以上講習を行わなければならない。

6 登録講習機関は、公正に、かつ、消防総監が定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

7 登録講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

8 登録講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項

二 講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項

三 講習の業務の実施の方法に関する事項

四 講習の手数料の収納の方法に関する事項

五 講習の業務に関する秘密の保持に関する事項

六 講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七 防火安全技術講習修了証の有効期間が満了した場合における必要な措置を行うための手続に関する事項その他講習の業務の実施に必要な事項

9 知事は、前項の規定により届出をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録講習機関に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

10 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ

の他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、知事に提出するとともに、五年間事務所に備えておかなければならない。

11| 登録講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、防火安全技術講習修了証を交付した日からこれを六年間保存しなければならない。

一 講習を行った年月日

二 講習の実施場所

三 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日

四 防火安全技術講習修了証の交付の有無

五 前号の防火安全技術講習修了証の交付年月日及び交付番号

12| 知事は、登録講習機関が第二項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を求めることができる。

13| 知事は、登録講習機関が第五項又は第六項の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、講習を行うべきこと又は当該講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を求めることができる。

14| 知事は、講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。

15| 登録講習機関は、講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を知事に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由

二 休止又は廃止の時期

三 休止にあつては、その期間

16 条例第六十三条の二第五項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかとする。

一 第二項第一号から第三号までの要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第二項第四号イ又はハに該当するに至つたとき。

三 第四項から第七項まで、第十項、第十一項又は第十五項の規定に違反したとき。

四 第八項の規定により届け出た業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。

五 不正な手段により登録を受けたとき。

17 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第四項の規定による届出があつたとき。

三 第十五項の規定による届出があつたとき。

四 前項の規定により登録を取り消し、又は講習の業務の停止を得たとき。

(防火安全技術講習修了者の業務等)

第二十三条 条例第六十三条の三第一項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 次の表の上欄に掲げる届出の内容が、それぞれ下欄に掲げる基準に適合しているかどうかについての調査を行うこと。

届 出	基 準
条例第五十六条第一項の届出	防火基準(条例第五十六条第三項に規定する防火基準をいう。以下同じ。)

条例第五十六条の二第一項の届出	防火基準
条例第五十六条の三第一項の届出	防火基準
条例第五十七条第一項の届出	条例に定める火気使用設備等の位置、構造及び管理の基準
条例第五十八条の二第一項の届出	法第十七条の三の二に規定する設備等技術基準

二 次の表の上欄に掲げる条例第六十四条第一項の規定による申請の内容が、それぞれ下欄に掲げる同条第三項の技術基準又は区分に応じて適合しているかどうかについて調査を行うこと。

申請	技術基準又は区分
条例第三条第一項第一号八(条例第三条の二第三項、第四条第三項、第五条第三項、第六条の二第三項、第六条の三第二項、第七条第三項、第七条の二第三項、第八条第一項、第八条の二第一項、第八条の三第一項及び第三項並びに第九条第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの	火気使用設備等と建築物等及び可燃性の物品との間に火災予防上安全な距離が確保されていること。
条例第二十二條の二の規定の適用を受けるもの	予想しない特殊の設備若しくは器具を用いることにより、条例第三章第一節及び第二節の規定による場合と同等以上の安全性を確保することが

	<p>できること又は火を使用する設備の位置、構造及び管理若しくは火を使用する器具の取扱い並びに周囲の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれがないこと。</p>
<p>条例第四十七条の規定の適用を受けるもの</p>	<p>防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、条例第五章の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができること又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、条例第五章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があること。</p>
<p>令第三十二条の規定の適用を受けるもの</p>	<p>防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、令第二章第三節の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができること。</p>
<p>条例第五十一条の二の規定の適用を受けるもの</p>	<p>劇場等の屋内若しくは屋外の客席及びキャバレー等若しくは飲食店の客</p>

席について、防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、使用形態、避難施設の配置等及びこれらの状況から予測される避難に必要な時間から判断して避難上支障がないこと又は百貨店等の階若しくは地下街の物品販売業を営む店舗の一の構えの補助避難通路について、防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、使用形態、避難施設の配置等及びこれらの状況から予測される避難に必要な時間から判断して避難上支障がないこと。

三 防火対象物の関係者、設計者又は工事業者に対して防火対象物の防火安全について助言を行うこと。

四 防火対象物の関係者の依頼を受けて法第十七条の三の二並びに条例第五十六条の二第三項（第五十六条の三第三項の規定により準用する場合を含む）、第五十七条第四項及び第五十八条の三第三項の消防署長の検査に立ち会うこと。

（工事現場における届出等の表示の様式）

第二十四条 条例第六十三条の四の規則で定める様式は、別記第二十四号様式とする。

（基準の特例等に関する規定の適用申請の様式等）

第二十五条 条例第六十四条第一項の名号に掲げる規定の適用申請は、別記第二十五号様式の申請書によりしなければならない。

2 前項の申請書には、次の名号に掲げる区分に応じて、当該名号に定める図書を添付しなければならない。

一 条例第六十四条第一項第一号の申請 第十三条第二項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める図書及び次の表に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める図書

区 分	図 書
<p>条例第三条第一項第一号八の規定（条例第三条の二第三項、第四条第三項、第五条第三項、第六条の二第三項、第六条の三第二項、第七条第三項、第七条の二第三項、第八条第一項、第八条の二第一項、第八条の三第一項及び第三項並びに第九条第三項の規定において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合</p>	<p>火気使用設備等と建築物等及び可燃性の物品との間に火災予防上安全な距離が確保されていることについて記載した図書</p>
<p>条例第二十二条の二の規定の適用を受ける場合</p>	<p>予想しない特殊の設備若しくは器具を用いることにより、条例第三章第一節及び第二節の規定による場合と同等以上の安全性を確保していることについて記載した図書又はその他火気使用設備等の位置、構造及び管理若しくは火を使用する器具の取扱い若しくは周囲の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないことについて記載した図書</p>

二 条例第六十四条第一項第二号の申請 第十四条の二第二項の表の下欄に掲げる図書及び次の表に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の

下欄に定める図書

区 分	図 書
<p>条例第四十七条の規定の適用を受ける場合</p>	<p>条例第四十七条の規定に基づき消防用設備等が設置される防火対象物の位置、構造若しくは設備の状況から判断して、条例第五章の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生若しくは延焼のおそれ顯著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができることについて記載した図書又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、条例同章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効果があることについて記載した図書</p>
<p>令第三十二条の規定の適用を受ける場合</p>	<p>令第三十二条の規定に基づき消防用設備等が設置される防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、令第二章第三節の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ顯著しく少なく、</p>

かつ、火災等の災害による被害を  
最小限に止めることができること  
について記載した図書

三 条例第六十四条第一項第三号の申請 第十二条第二項第一号及び  
次の表に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める図書

区 分	図 書
<p>条例第五十一条の二第一号の規 定の適用を受ける場合（条例第五 十五条の規定により準用する条 例第四十八条又は第四十九条の 規定の適用を受ける場合におい て、条例第五十一条の二第一号の 規定により基準の特例の適用を 受ける場合を含む。）</p>	<p>劇場等の客席の構造及び配置状 況等を示した図書並びに劇場等 の位置、構造、設備、収容人員、 使用形態、避難施設の配置等及び これらの状況から予測される避 難に必要な時間を算定した図書 並びに当該算定をするために必 要な図書</p>
<p>条例第五十一条の二第二号の規 定の適用を受ける場合（条例第五 十五条の規定により準用する条 例第五十条の規定の適用を受け る場合において、条例第五十一 条の二第一号の規定により基準の 特例の適用を受ける場合を含 む。）</p>	<p>キャバレー等又は飲食店の客席 の配置状況等を示した図書並び にキャバレー等又は飲食店の位 置、構造、設備、収容人員、使用 形態、避難施設の配置等及びこれ らの状況から予測される避難に 必要な時間を算定した図書並び に当該算定をするために必要な 図書</p>
<p>条例第五十一条の二第三号の規 定の適用を受ける場合（条例第五 十五条の規定により準用する条</p>	<p>百貨店等の階又は地下街の物品 販売業を営む店舗の一の構えの 主要避難通路及び補助避難通路</p>

例第五十一条第四項の規定の適用を受ける場合において、条例第五十一条の二第三号の規定により基準の特例の適用を受ける場合を含む。）

の状況を示した図書並びに百貨店等の階又は地下街の物品販売業を営む店舗の一の構えの位置、構造、設備、収容人員、使用形態、避難施設の配置等及びこれらの状況から予測される避難に必要な時間を算定した図書並びに当該算定をするために必要な図書

3 条例第六十四条第二項の規定による基準の特例に関する規定の適用結果の通知は、別記第二十六号様式の通知書によりしなければならない。

(委任)

第二十六条 この規則の施行について必要な事項は、消防総監が定める。

#### 附 則

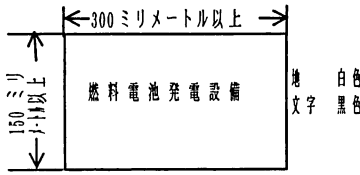
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条の三まで、第十五条の三、第十六条及び第二十二條から第二十六條までの改正規定、別表第一の改正規定並びに別記第二号様式の二、第三号様式から第六号様式まで、第八号様式の三、第八号様式の四、第九号様式の四、第十二号様式及び第二十四号様式から第二十六号様式までの改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 火災予防条例の一部を改正する条例（平成十七年東京都条例第百二十七号。以下「改正条例」といふ。）附則第二条第四項に規定する改正条例の一部施行日前に知事の登録を受ける場合は、この規則による改正後の火災予防条例施行規則第二十二條の規定の例による。

(委任)

第二十二條 この規則の施行について必要な事項は、消防総監が定める。

別表第1（第5条関係）

燃料電池発電設備の標識	気球所有者の標示の標識
	(現行のとおり)
変電設備の標識	禁煙の標識
(現行のとおり)	(現行のとおり)
発電設備の標識	裸火使用禁止の標識
(現行のとおり)	(現行のとおり)
蓄電池設備の標識	危険物品持込み禁止の標識
(現行のとおり)	(現行のとおり)
水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留する場所への立入禁止の標示の標識	喫煙所の標識
(現行のとおり)	(現行のとおり)
少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	サウナ室への新聞雑誌等持込厳禁及び禁煙の標識
(現行のとおり)	(現行のとおり)
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込み禁止の標識
(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第1（第5条関係）

変電設備の標識	気球所有者の標示の標識
(略)	(略)
発電設備の標識	禁煙の標識
(略)	(略)
蓄電池設備の標識	裸火使用禁止の標識
(略)	(略)
水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留する場所への立入禁止の標示の標識	危険物品持込み禁止の標識
(略)	(略)
少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	喫煙所の標識
(略)	(略)
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	サウナ室への新聞雑誌等持込厳禁及び禁煙の標識
(略)	(略)
移動タンクにより指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込み禁止の標識
(略)	(略)

別表第二及び別表第三（現行のとおり）

別記第一号様式及び第二号様式（現行のとおり）

第2号様式の2（第11条の3の2関係）

消防用設備等（特殊消防用設備等）の集中管理計画届出書

東京消防庁  
消防総監殿

届出者  
住所 氏名 ( ) 電話 ( )

年 月 日

所在地	電話 ( )			
名称				
用途	( ) 項	業	種	
構造・階層	造 /	面	積	建築
設備	階	面	積	建築
消防用設備等 (特殊消防用設備等)の種類	監視・操作等	設備	設置	等
運動装置等の種類機能	監視・操作等	設備	設置	等
※受付額	※経過額			

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。  
 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合機能及び消防用設備等並びに運動装置の配置図、立面図、システム構成図、運動機能表、機器相互の接続図、仕様書及び設置方法を記載した図書並びに防火センサー管理計画並びに防火センサーの平面図、構造図及び室内仕上表を添付すること。  
 3 運動装置等が消防用設備等又は特殊消防用設備等に与える影響及び当該運動装置等の有効性について記載した図書を添付すること。  
 4 ※欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別表第二及び別表第三（略）

別記第一号様式及び第二号様式（略）

第2号様式の2（第11条の3の2関係）

消防用設備等の集中管理計画届出書

東京消防庁  
消防総監殿

届出者  
住所 氏名 ( ) 電話 ( )

年 月 日

所在地	電話 ( )			
名称				
用途	( ) 項	業	種	
構造・階層	造 /	面	積	建築
設備	階	面	積	建築
消防用設備等 の種類	監視・操作等	設備	設置	等
運動装置等の種類機能	監視・操作等	設備	設置	等
※受付額	※経過額			

- 備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。  
 2 消防用設備等の操作図及び制御表図等並びに運動装置等の配置図、立面図、システム構成図、運動機能表、機器相互の接続図、仕様書及び設置方法を記載した図書並びに防火センサー管理計画並びに防火センサーの平面図、構造図及び室内仕上表を添付すること。  
 3 運動装置等が消防用設備等に与える影響及び当該運動装置等の有効性について記載した図書を添付すること。  
 4 ※欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)



(表)

工事等の種類	配 置 図
備考 1 品出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。 2 同一敷地内に事業棟数が同一である2以上の防火対象物がある場合は、主要防火対象物の品出者として記入し、他は防火対象物の棟数等を別紙として防火対象物ごとに併記し添付することとする。 3 防火安全技術講習了者は、消防講習者が本届出書の内容について消防法第5条に規定しているかどうかなどを記載した書面に記載すること。 4 石川消防団技術講習了者は、消防団により作動する安全装置を設けることとされている設備又は器具を設置（設置）する場所以に記載すること。 5 床下には、記入しないこと。 6 工業等の棟数欄には具体的な工業等の棟数を記載すること。 7 配置図欄には防火対象物の配置図を記載すること。	

(裏)

配 置 図
-------



防火対象物使用（改定）届出書 その3（電気設備）

東京消防庁 消防総監 殿		年 月 日	
届出者 住 所		電話 ( )	
氏 名		Ⓣ	
防火対象物	所在地	電話 ( )	
工 事	種 別	用途	
	種 別	新設・増設・改設・移設・その他 ( )	
	所在地	電 話 ( )	
電 気 設 備	種 別	電灯・動力・その他 ( )	
	種 別	電 話 ( )	
竣工希望年月日		年 月 日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。

2 ※欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)





防火対象物一時使用届出書

年 月 日

東京消防庁 消防署長 院

届出者 住所 ( ) 電話 ( ) ④

氏名

下記のとおり、防火対象物又はその部分を一時的に使用したいので、火災予防条例  
第5条の3第1項の規定に基づき届け出ます。

防火対象物 名称	名称	所在地	用途	用途	用途
防火対象物 名称	防火対象物 名称	防火対象物 名称	防火対象物 名称	防火対象物 名称	防火対象物 名称
一時使用期間	一時使用期間	一時使用期間	一時使用期間	一時使用期間	一時使用期間
設計者	設計者	設計者	設計者	設計者	設計者
施工者	施工者	施工者	施工者	施工者	施工者
防火安全技術 講習修了者	防火安全技術 講習修了者	防火安全技術 講習修了者	防火安全技術 講習修了者	防火安全技術 講習修了者	防火安全技術 講習修了者
石油機器技術 講習修了者	石油機器技術 講習修了者	石油機器技術 講習修了者	石油機器技術 講習修了者	石油機器技術 講習修了者	石油機器技術 講習修了者
※ 受付欄	※ 受付欄	※ 受付欄	※ 受付欄	※ 受付欄	※ 受付欄

(日本工業規格A列番号)

(表)

一 内 務 使 用 の 為 め	
そ の 他	
配 置 図	
備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。 2 防火安全技術講習修了者欄は、当該講習修了者が本届出書の内容について消防関係法令に適合しているかどうかを調査した場合に記載すること。 3 石油機器技術講習修了者欄は、油圧ポンプ等により作動する圧入装置を扱うこととされている装置又は器具を記載（添付）する場合に記載すること。 4 米欄には、記入しないこと。 5 一時使用の内容欄には、一時使用の目的、収容人員（人出予想人員）その他一時使用の内容を記載すること。 6 その他欄には火気取用の有無並びに喫煙禁止及び消火活動に従事できる人員その他火災予防上特出した措置を記入すること。 7 配置図欄には防火対象物の配置図を記載すること。	











第七号様式から第八号様式の二まで (現行のとおり)

第8号様式の3 (第11条の2第四)

消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置計画届出書

東京消防庁  
消防隊長 届出書

年 月 日

住所 電話 ( )

氏名 電話 ( )

下記のとおり、消防用設備等 (特殊消防用設備等) を設置したいので、火災予防条例第59条の2第1項の規定に基づき届け出ます。

記

工事を行う場所の名称			
工事を行う場所の所在地			
工事主の住所	電話 ( )		
工事主の氏名			
消防用設備等 (特殊消防用設備等) の種類			
工事等類別	新設・増設・移設・取替え・改造・その他		
工事等開始日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
防火安全技術講習修了者	住所 電話 ( )		
講習修了者	修了証番号	修了年月日	
修了講習			
工事等の概要			
※ 受付欄	※ 経過通欄		

備考 1 届出書が法人の署名、氏名欄には、その名称及び代表者若しくは役員若しくは取締役若しくは執行役員若しくは専任理事若しくは専任監事の署名を記入すること。  
2 法人の代表者若しくは役員若しくは取締役若しくは執行役員若しくは専任理事若しくは専任監事の署名は、届出書の提出時において、提出者の署名と一致するものであること。  
3 ※ 氏名欄には、記入しないこと。

(日本工業規格JIS S 4004)

第七号様式から第八号様式の二まで (略)





第十号様式及び第十一号様式（現行のとおり）

削  
除

第十号様式及び第十一号様式（略）

第12号様式（第16条関係）

備物の開催届出書

東京消防庁 消防署長 殿		年 月 日	
届出者 住 所		電 話 ( )	
氏 名	年 月 日 時 分 まで	氏 名	電 話 ( )
所 在 地			
所 名			
所有者・管理者等			
構造・階数		地上	階・地下
位 置			
消防用設備等			
種 類			
備 内 容			
取 入 手 続 人 員			
そ の 他			
※ 変 付 欄	※ 送 付 欄		

- 備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。  
 2 内容欄には、目的、火気使用の有無その他の必要な事項を記入すること。  
 3 その他の欄には、避難経路及び消火活動に従事できる人員その他の火災予防上構じた措置を記入すること。  
 4 使用する連絡簿等の図面（備物の使用状況を明示したものを含む。）を添付すること。  
 5 ※欄には、記入しないこと。  
 （日本工業規格A列4番）

第十二号様式の二から第二十三号様式の二まで (現行のとおり)

第24号様式 (第14条関係) (木版、プラスチック板その他これらに類するものとする)

消防関係法による種別	
種別	種別
対象設備等	
届出年月日・受理番号	
届出受理者	
防火安全設備維持管理者氏名・職種・階号	
消防設備士氏名・連絡・階号	
防火対象物の関係者の氏名	
工事施工者氏名	
工事中の防火管理者氏名	
その他の事項	

35 mm 以上

2.5 cm 以上

第十二号様式の二から第二十三号様式の二まで (略)

第2号様式 (第35条関係)

東京消防庁  
 消防署 課  
 東京市 区 丁目 番地 号  
 電話 ( ) 号  
 申請者 住所 氏名 ( ) 印  
 消防法施行令第32条 の規定の適用を下記のとおり受けたいので、火災予防  
 条例第4条第1項の規定に基づき申請します。

防の名称	住所
火災危険箇所	防火地域
用途	敷地面積
	構造・階層
特別等適用対象等	
設 計 者	住 所 名 電話 ( )
施 工 者	住 所 名 電話 ( )
防火安全技術講習修了者	住 所 名 電話 ( )
	修了証番号
	修了年月日
申請事項及び理由等	
※ 受付 欄	
※ 経過 欄	

備考 1 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。  
 2 特別等適用対象等欄には、特別等の規定の適用を受けようとする消防用設備等の種類、火気使用設備若しくは器具の種類又は名称、消煙設備等の別を記入すること。  
 3 防火安全技術講習修了者欄は、当該講習修了者が本届出書の内容について消防関係者に適合しているかどうかを調査した場合に記載すること。  
 4 本欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

第26号様式(新5条関係)

基準の特例等適用届出書

年 月 日  
第 年 月 日

あて

東京消防庁

消防署長

印

年 月 日(交付番号：第 号) 付けて申請のあつた基準の特例等の適用について、本号予防法附則第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

防火対象物	所在地	用途	面積
火物	敷地面積	延べ面積	防火・防煙
特例等適用対象等			
特例等適用の可否			

条件又は理由

※告示  
1 この区分に不備がある場合には、この区分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、消防総局に対して審査請求をすることがあります。  
2 この区分については、この区分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都(代表：東京都消防局)を審査として、区分の取消しの形を提出することになります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、区分の取消しの形を提出することがあります。

備考

(注) 注中の略称 法：消防法 政令：消防法施行令 省令：消防法施行規則  
条例：火災予防条例 条則：火災予防条例施行規則  
旧章法：旧消防法 旧基準令：旧消防法施行令  
新章法：東京消防庁安全条例  
新基準令：東京消防庁安全条例

(日本工業規格A944第4編)